様式第１号

案件概要書

１　調達案件名
　　県立病院で使用する灯油（12･１月分）

２　仕様及び数量
　　別添「物品購入仕様書」のとおりとする。

３　履行期間
　　令和８年１２月１日から令和９年１月３１日まで

４　納入場所
　　埼玉県立循環器・呼吸器病センター　埼玉県熊谷市板井 1696 番地
　　埼玉県立小児医療センター　埼玉県さいたま市中央区新都心１番地２
　　埼玉県立精神医療センター　埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 818 番地２

５　執行方法
　本案件は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構公募型見積合わせ（オープンカウンタ）実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき行う。

６　参加資格
　本案件の参加資格を有する者は、以下の全てに該当する者とする。
（１）　地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第３条第２項各号に該当しない者であること。
（２）　契約事務取扱規程第３条第３項及び第２１条の規定により法人の随意契約に参加させないこととされた者でないこと。
（３）　令和７・８年度埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載され、業種区分「物品の販売」に登録があり、かつ、Ａ等級に格付けされた者であること。
（４）　発注案件を公開した日から契約の相手方を決定するまでの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱又は地方独立行政法人埼玉県立病院機構入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
（５）　発注案件を公開した日から契約の相手方を決定するまでの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱又は地方独立行政法人埼玉県立病院機構暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
　なお、入札参加資格者名簿に係る所在地区分及び企業区分は参加資格として定めない。

７　仕様書等に関する質問
　物品購入仕様等に関する質問がある場合は、別添の質問票（様式第２号）に必要事項を記入の上、以下の期限までに指定の方法で提出すること。
　　質問期限　　令和８年１１月１６日（月）　１７時００分
　　提出方法　　電子メール（a5970-06@saitama-pho.jp 宛て）

８　質問に対する回答
　本案件に参加を希望する者に共通する質問及び回答については、以下の期限までに当機構ホームページの本案件に関するページに掲載する。
　　回答期限　　令和８年１１月１８日（水）　１７時００分

9　提案の受付

本案件については、提案を受け付けない。

10　見積書の提出

別添の見積書（様式第３号）に必要事項を記入の上、以下の期限までに指定の方法で提出すること。

（１）提出期限　　令和８年１１月２４日（火）　１７時００分（必着）

（２）提出場所　　〒362-0806　埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 818 番地
地方独立行政法人埼玉県立病院機構本部
物価等高騰対策・医事・契約担当

（３）提出方法

ア　郵送（簡易書留又は一般書留に限る。）又は持参により提出する。

イ　見積書は中封筒及び外封筒により二重に封入しなければならない。見積書を中封筒に入れて密封し、当該中封筒の封皮には氏名（法人の場合はその商号又は名称）を記載した上で外封筒に入れて密封し、当該外封筒の封皮には「令和８年 11 月 25 日開封　県立病院で使用する灯油（12･１月分）　見積書在中」と記載しなければならない。

ウ　初度の見積合わせで予定価格の範囲内で有効な見積りがなかった場合は再度見積合わせを行うので、再度見積合わせに参加する者は初度見積合わせ用の見積書及び再度見積合わせ用の見積書をそれぞれ中封筒に封入すること。

その際、各中封筒の封皮に「初度見積」又は「再度見積」の区別を記載すること。再度見積合わせを辞退する場合は、再度見積合わせ用の見積書に代わり見積辞退届（様式第５号）を中封筒に封入すること。

エ　中封筒の封皮に「初度見積」又は「再度見積」の区別が記載されていない場合は、初度見積合わせの際にその両方を開封し、記載された見積金額が低額であるもの又は見積辞退届が封入されたものを再度見積合わせ用とみなし、それ以外のものを初度見積合わせ用とみなす。

オ　外封筒内に中封筒又は見積書が１通しか封入されていない場合は、その見積書は初度見積合わせについてのものとみなし、再度見積合わせについては辞退したものとみなす。

（４）見積書の作成要領

見積書は、本件案件概要書とともに掲示されている見積書（様式第３号）を用い、以下のアからウの事項を記載すること。

ア　見積金額は１リットル当たりの単価(消費税及び地方消費税抜き)とし、小数点第２位まで記載すること（※総額（単価（税抜き）×予定数量）ではないことに注意すること。)。

イ　契約金額は見積金額（１リットル当たり単価）に消費税及び地方消費税を含めた金額とする（単価契約)。

ウ　見積合わせ参加者等は、見積書に次の各号に掲げる事項を記載するとともに押印して提出しなければならない。

(ｱ)　見積書の作成年月日、見積金額(算用数字により記述し、最上位桁の左に￥を付すこと。）及びくじ入力番号（001～999 の任意の３桁の数字)

(ｲ)　見積合わせ参加者本人が入札する場合は、その住所、氏名（法人の場合は、その所在地、商号又は名称並びに代表者の職及び氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

(ｳ)　代理人が入札する場合は、見積合わせ参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その所在地、商号又は名称並びに代表者の職及び氏名）並びに当該代理人の氏名及び押印

エ　見積合わせ参加者等は、見積書の記載事項を訂正した場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、首標金額を訂正したものは無効とする。

オ　見積合わせ参加者等は、一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。ただし、当機構が補正等を求める場合は、この限りではない。

カ　見積合わせ参加者等は、物品購入仕様書に明記した一切の諸費用を含めた上で見積金額を見積もること。

なお、契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって契約の相手方の決定価格とするので、見積合わせ参加者等は、見積合わせ参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額（単価）を見積書に記載すること。

（５）代理人の場合

代理人が見積合わせに参加する場合は、（４）で作成した見積書と併せて、委任状（様式第４号）を提出しなければならない。なお、「代理人が見積合わせに参加する場合」とは、当該代理人に見積金額を決定するなどの見積合わせに関する意思決定が委任されている場合をいい、見積合わせ参加者本人が（４）ウ(ｲ)により作成した見積書を作成者以外の者が持参する場合は、委任状は不要である。

11　開封日時

令和８年１１月２５日（水）　９時００分

12　契約の相手方の決定等

（１）　予定価格の 100/110 以下の価格で、最低の価格をもって見積りした者を契約の相手方とする。

（２）　契約の相手方とすべき同額の見積りをした者が２者以上あるときは、くじにより契約の相手方を決定する。くじは、別紙「電子入札くじについて」のとおり実施する。電子くじの実施に当たっては、見積合わせ参加者が見積書に記載したくじ番号を用いるものとし、記載がない場合には「９９９」を用いるものとする。

13　再度見積合わせ

開封の結果、見積合わせ参加者等の見積りのうち、予定価格の範囲内で有効な見積りがないときは、直ちに再度見積合わせを行う。

初度見積合わせにおいて、無効の見積りをした者は、再度見積合わせに参加することができない。

再度見積合わせは１回とする。

14　参加資格を有する者からの有効な見積書の提出が複数なかった場合の取扱い

実施要綱第１６条第２項各号のいずれにも該当する場合は、オープンカウンタを中止せず、当該有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

15　見積書の無効

実施要綱第１５条第１項各号のとおりとする。

16　契約の締結について

本案件に関する契約事務については、次の機関で行う。

ア　埼玉県立循環器・呼吸器病センター　埼玉県熊谷市板井 1696 番地
イ　埼玉県立小児医療センター　埼玉県さいたま市中央区新都心１番地２
ウ　埼玉県立精神医療センター　埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 818 番地２

17　契約保証金

別紙「契約保証金について」のとおりとする。

18　その他注意事項

（１）　質問がない場合でも、当法人ホームページの本案件に関するページにおいて、本案件に参加を希望する者へのお知らせを掲示することがある。

（２）　見積合わせ参加者又は契約の相手方が本件の調達に関して要した費用は、当該見積合わせ参加者又は当該契約の相手方が全てを負担するものとする。

（３）　天災が原因等で見積合わせ・開封事務が処理できない場合は、見積合わせ・開封を延期する。見積合わせ・開封を延期する場合は、電話、ファクシミリ等により、必要な事項を連絡する。

（４）　見積りをした者は、見積合わせ終了後において物品購入仕様書等に係る不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。

19　問合せ先

〒362-0806　埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 818 番地
地方独立行政法人埼玉県立病院機構本部　物価等高騰対策・医事・契約担当　関谷
電話　048-748-3242（直通）
ファックス　048-748-3250
電子メールアドレス　a5970-06@saitama-pho.jp